

## 仕様書

公益財団法人東京観光財団

### 1 件名

平成 31 年度 TCVB ニュースレター制作・印刷・発送等業務委託

### 2 委託期間

契約締結日の翌日から平成 32 年 3 月 31 日まで

### 3 目的・概要

公益財団法人東京観光財団（以下、「TCVB」という。）ではアジア圏からの旅行者の増加を図るため、東京の観光に関する情報提供ツールとして、年に 4 回、アジア圏各国の旅行エージェント、マスメディアにニュースレターを郵送し、紙面内容は TCVB ウェブサイトのデジタルパンフレットギャラリーにも掲載し、継続的な東京の観光情報の提供を行っている。内容は、3 ヶ月先までの情報を中心に掲載し、これを東京向けの旅行商品の開発・販売促進に役立ててもらうほか、各種メディアへの露出機会の増加を期待するものである。

また、各国へのニュースレター発送の際、都内観光関連事業者が広告、パンフレット等の資料を同封出来るサービスを提供し、東京の観光関連サービスの利用促進へもつなげるものとする。

### 4 委託内容

#### (1) 事業の運営について

- ア 受託者は、上記 3 の本事業の目的に基づき、ニュースレター事業が効果的に実施されるよう企画・運営を行うこと。
- イ 本事業の受託者は担当及び責任体制を明確にすること。
- ウ 本事業を効果的かつ遅滞なく実施すること。
- エ 本事業の企画・運営にあたっては、掲載内容、対応スケジュール等を含め、適宜 TCVB の承認を受けること。

#### (2) 業務内容

##### ア ニュースレター制作

- (ア) 年 4 回、最新の東京観光関連情報を広く効果的にアピールできるニュースレターの制作を行うこと。

※ページ構成及び掲載内容は別紙 1 見本誌（平成 30 年度 Vo1.67）の通りとし、

A4 サイズ 4P、4 色刷り（A3 横 2 つ折り）とする。

- (イ) ニュースレター発送時期については、6 月・9 月・12 月・3 月（予定）とし、採用された提案に基づく年間計画をベースに毎回 TCVB と編集会議を行い、最新の観光関連情報を加味しながら各紙面に掲載する記事案を決定すること。
- (ウ) 記事案決定後原稿案を作成し TCVB による二回程度の校正を受け、掲載情報元への素材提供及び掲載許可依頼等を経て正式原稿を完成させること。
- (エ) (ウ) の原稿に基づきネイティブまたはネイティブレベルの能力を有する者により繁体字中国語、簡体字中国語、韓国語、英語への翻訳を行うこと。但し、英語に関しては、非英語圏への発送が主となるので、平易な単語・構文を使用すること。
- (オ) 上記 4 言語に日本語版を加えた 5 言語分のレイアウトを制作すること。なお、言語ごとにテキスト文字数が異なるので、見栄えがよくなるようフォントや余白等の調整を行うこと。また、TCVB による校正は二回程度とする。
- (カ) レイアウトは上記 5 言語分を、以下の形式でデータにより納品すること。
  - ・ Adobe Illustrator データ:A3 サイズ 2 枚  
(1 枚目 : P1 と P4 / 2 枚目 : P2 と P3)
  - ・ pdf データ:A4 サイズ 4 枚 (15MB 程度を想定)

#### イ ニュースレター印刷

- (ア) 印刷仕様については A3 サイズ 1 枚中折り、両面四色刷りとする。初回の本番印刷前には英語版で DDCP (Direct Digital Color Proofing) 等による色校正を実施すること。なお、これで印刷の品質が確保できた場合、二回目以降の色校正は省略可とする。
- (イ) 各回の印刷部数について、最低必要部数は下表の通りとする。但し、年間を通じて多少の増減が見込まれるため、毎回 TCVB へ確認を行うこと。なお、印刷部数は、50 部単位での指定とする。

No	言語	最低必要部数
1	簡体字中国語	380
2	繁体字中国語	260
3	韓国語	110
4	英語	350

※見本誌等余部を含む。

#### ウ ニュースレター宛先管理

- (ア) 初回制作時に TCVB から提供するニュースレター宛先データを原則英語で管理すること。データの仕様は以下の通り。

- ・Microsoft Office エクセル（拡張子.xlsx）
- ・一部簡体字中国語、繁体字中国語、韓国語のデータも存在する。

(イ) TCVB からのデータ登録及び更新指示に対応すること。

※通年で新規データ登録はおよそ 80 件、既存データ更新は 20 件程度を想定。

(ウ) 毎号発送作業開始前に、TCVB と受託者間で宛先データの照合を行い、発送部数を確認すること。

#### エ ニュースレター発送

(ア) ニュースレターを封入するためのビニール封筒を以下の要領で制作すること。

- ・封筒制作部数：4,500 枚（通年合計）
- ・宛先、発送元の記録面のデザインデータは別紙 2 をベースとする。

※一部ロゴ等簡易な修正を指示することがある。

※後日 TCVB より受託者へ Adobe Illustrator のデータを提供する。

・片面は透明なものとし、開封前でも TCVB ニュースレターであることがわかるような工夫をすること。

・その他、書類の国際発送に必要な各種マーク、サインなどは直接印字でも、スタンプ押印でも形式を問わない。適宜 TCVB 提供データを加工のこと。

(イ) 前述ウ、(ア)のデータに基づき宛名ラベルを印刷し、封筒へ貼り付けること。（封筒に直接印字を行う等の対応も可。）

(ウ) ニュースレター、都内観光関連事業者の広告、パンフレット等の資料封入作業を適切に行い、国際発送手続きを行うこと。

(エ) 都内観光関連事業者の資料について、TCVB より別紙 3 の案内資料「TCVB ニュースレター資料同封サービス」の要領でサービス利用の募集を行う。申し込み窓口は TCVB であるが、封入物送付先は本件受託業者となるので、受託期間内については、これらの資料を適切に管理すること。

なお、毎号発送作業前に TCVB より申込み状況（申込みの会社名とその希望同封エリア情報）を連絡するので、これに基づき正確に同封作業を行うこと。また同封作業に係る費用は下記の単価にて実費で請求すること。

#### 【同封作業に係る費用】

No	作業分類	単価
1	資料同封	A4 サイズ換算 1 枚につき 5 円
2	複数資料のセット組	1 組につき 5 円
3	折込作業	A3 サイズ 1 枚の中折り 1 枚につき 5 円

【昨年度の同封サービス利用実績】

発送月	6月号	9月号	12月号	3月号
利用会社数	3	2	1	2

(オ) 国際発送においては、郵便事業株式会社の SAL 便等安価なサービスを利用し、実費を請求すること。但し、以下の場合には合理的、経済的な他の方式での発送を許可する。

- ・ SAL 便の扱いのない国、地域への送付
- ・ 一通あたり重量、合計発送件数等の都合で、SAL 便が必ずしも最安とならない場合

【参考：発送先一覧（Vol.67 実績）】

No	国、地域	希望同封エリア	言語	部数	
1	中国	1	簡体字中国語	351	
2	台湾	2	繁体字中国語	184	
3	香港	3		79	
3	韓国	4	韓国語	89	
4	シンガポール	※東南アジア A	英語	54	
5	タイ			104	
6	マレーシア			89	
7	インドネシア	6		29	
8	フィリピン			※東南アジア B	22
9	インド				7
10	ベトナム				35

オ デジタルパンフレット情報の e-mail 配信

各号が発行された後、各言語の PDF データがデジタルパンフレットとして TCVB ウェブサイトに掲載される。その際、TCVB が提供する送付先リストのうち E-mail がある者へのみ、デジタルパンフレットが掲載された旨を E-mail 配信する。

配信の際のメール本文は英語・簡体字・繁体字・韓国語の 4 言語とし、メール文面の作成(800 文字以内)、校正(翻訳含む)を行うこと。E-mail 配信は、tcvb ドメインのアドレスから発信できるようにシステム構築し、年 4 回の配信、配信用の E-mail アドレスの管理を行う。

## 5 完了報告と委託費用の支払いについて

### (1) ニュースレター

毎号発送完了・デジタルパンフレット情報の E-mail 配信完了後に完了届を提出のうえ、各回にかかった費用を請求すること。なお、発送部数や同封サービスの利用状況に基づき単価計算により金額を算出する業務に関しては、毎回対応数量の明細を添えて、実費請求とすること。ただし、前述エ (オ) 郵送費に関してはエリア別の数量がわかる形式で領収書の写し等を添えること。

## 6 第三者代行の禁止

本委託業務は、原則として第三者に代行させてはならない。ただし、事前に文書により TCVB と協議し、承認を得た事項については、第三者に委託して行うことができる。

## 7 作成物に関する権利の帰属

(1) 本件委託においては、著作権の取扱いに十分注意すること。

(2) 本件委託の履行に伴い発生する成果物に対する著作権は、すべて TCVB に帰属する。

(3) 本件委託により得られる著作物の著作者人格権について、受託者は将来にわたり行使しないこと。また、受託者は本作品の制作に関与した者について著作権を主張させず、著作者人格権についても行使させないことを約するものとする。ただし、TCVB が本件制作物を再編集などの改変を加えて利用する場合、TCVB は事前に受託者に通告し、承認を得るものとする。

(4) 本件に使用する映像、イラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合には、使用の際、TCVB に通知するとともに、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任は、すべて受託者が負うこと。

(5) 上記 (1) (2) (3) (4) の規定は、「6 第三者代行の禁止」の項で定めた、第三者に委託した場合においても適用する。受託者は、第三者との間で必要な調整を行い、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任を負うこと。

(6) その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議のうえ、決定するものとする。

## 8 委託事項の遵守・守秘義務

(1) 受託者は、本契約業務の実施に当たって、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。

(2) 受託者は、本契約の履行により知り得た業務委託の内容を第三者に漏らしてはならな

い。

## 9 個人情報の保護

- (1) 受託者は、本契約の履行に当たり、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。
- (2) 受託者は、本契約の履行に当たり、都の保有する個人情報の取扱いについては、別紙4「個人情報に関する特記事項」を遵守すること。
- (3) 受託者は、本契約の履行に関連する受託者独自の個人情報の取扱いについては、前記「個人情報に関する特記事項」の規定に準じて、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

## 10 その他

- (1) 本仕様書に定めのない事項及び業務遂行上疑義が生じた場合は、その都度、TCVBと別途協議の上処理すること。
- (2) 本契約は、平成31年度財団収支予算が平成31年3月31日までに財団理事会で承認された場合において、平成31年4月1日に確定するものとする。
- (3) 財団は必要に応じて本契約に係る情報（受託者名・契約種別・契約件名および契約金額等）を公開することがあるが、受託者はこれを了承するものとする。

担当：公益財団法人東京観光財団 山村（長瀬） 電話：03-5579-2683 FAX：03-5579-2645
--